

平成28年7月28日

会員各位

(一社) 千葉県LPガス協会

液化石油ガス設備工事の作業に従事する者の適切な管理について

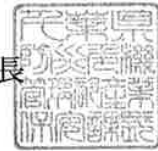
次項のとおり、千葉県防災危機管理部産業保安課より標記について通知がありましたので、ご案内致します。



産保第747号  
平成28年7月1日

一般社団法人千葉県LPガス協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長



液化石油ガス設備工事の作業に従事する者の適切な管理について

日頃から本県の液化石油ガス保安行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて平成28年6月14日付け28商ガ安第15号で経済産業省商務流通保安グループガス安全室長から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

経済産業省

28商ガ安第15号  
平成28年6月14日

千葉県防災危機管理部 産業保安課長 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長

液化石油ガス設備工事の作業に従事する者の適切な管理について（情報提供）

今般、液化石油ガス消費設備の取付工事について、同工事を請け負った工事請負事業者が液化石油ガス設備工事の事業に必要な届出を行っていなかったことや、設備工事を行なった工事請負事業者の社員が液化石油ガス設備工事に必要な資格（液化石油ガス設備士）を有していなかったことなどが明らかになりました。

本件は、工事請負事業者が液化石油ガス設備工事に必要な届出や資格の内容を正しく認識していなかったことなどが原因ですが、取付工事を発注した事業者が工事請負事業者の資格等の保有状況等を適切に把握・管理していなかったことなども原因であり、液化石油ガスの保安の確保の観点から重大な問題であると考えられますので、関係団体に対して注意喚起を行いました。

つきましては、貴職に対して本件についてお知らせします。



# 参考 株式会社ノーリツ ホームページより

各位

2016年6月1日

株式会社ノーリツ

## 弊社指定工事店の取付工事に関する法令違反のお詫び

この度、ガス機器(給湯器、風呂釜付給湯器、風呂釜、ビルトインコンロ等)の取付工事において、弊社が元請けとなり受注し、お客さま宅への取り付け工事を行った際に、弊社指定工事店が法令で定められた有資格者ではない作業者にガス接続工事を従事させていた事例が判明いたしました。そのため、弊社指定工事店がガス接続工事に従事した物件を過去5年間に遡って調査した結果、同様の事例が942件(調査中のものも含む)あったことが判明いたしました。

弊社は、指定工事店と工事業務に関する下請け基本契約を締結しており管理監督する立場にあることから責任を痛感しております。お客さまのご信頼を損なう結果となりましたことを、深くお詫び申し上げます。本件による事故の発生は現在のところ確認されておりませんが重大な法令違反にあたることから、二度とこのようなことのないよう厳正に対処してまいります。

つきましては、対象となるお客さまには、ダイレクトメール、お電話または直接訪問にてご連絡申し上げます。また、点検訪問日が確定次第、有資格者による点検を無償で実施させていただきます。この度はご心配、ご迷惑をおかけし大変申し訳ございません。重ねてお詫び申し上げます。

なお、弊社からご連絡のないお客様は点検対象外ですので、引き続き安心してご使用下さい。

## 記

### 1. 今回の違反行為について

LPガス仕様のガス給湯器及びビルトインコンロなどの常設型ガス機器のガス配管接続には、金属管、金属フレキシブルホース、液化石油ガス燃焼器接続用継手金具付ホースを用いることが義務付けられています。また、LPガス仕様の機器のガス接続に関して、液化石油ガス設備士の有資格者が工事を行うことが定められています。

※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)第38条の7

ところが今回、液化石油ガス設備士の有資格者ではない作業者が、LPガス仕様のガス給湯器、ガス風呂釜及びビルトインコンロのガス接続を行ったことが判明いたしました。弊社は、指定工事店と工事業務に関する下請け基本契約を締結する際に、有資格者による工事の実施を義務付けておりますが、個々のお客さま宅の工事が有資格者によって行われているかどうかを管理しておりませんでした。

なお、都市ガス仕様のガス機器については、全ての現場においてガス可とう管接続工事監督者などの必要資格を保有する者が工事した事が確認されております。